

平成18年 第6回

教育委員会臨時会会議録

平成18年5月23日(火)

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2219号
平成18年第6回臨時会

日 時 平成18年5月23日(火) 午前10時06分 開会
場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	五味原 康
	委 員	澤 孝一郎
	委 員	横 矢 真理
	委 員	小 島 洋 祐
	教 育 長	高 橋 良 祐

「欠席委員」 な し

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	川 畑 青 史
	参事(庶務課長事務取扱)	小 池 眞喜夫
	教育政策担当課長	堀 二三雄
	学 務 課 長	川 上 秀 一
	生涯学習推進課長	佐 藤 國 治
	図書・文化財課長	宮 内 光 雄
	指 導 室 長	藤 井 千 恵 子

「書 記」	庶務課庶務係長	阿 部 祥 子
	庶務課庶務係主事	荒 川 正 行

「会議に付した事件」

第1 教育長報告事項

- 1 平成18年度第2回港区議会定例会提出予定案件について
港区文化芸術振興条例について
指定管理者の指定について(芝公園多目的運動場)
港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 東町小学校隣地取得の経過について
- 3 港区立小・中学校の適正配置について
- 4 区立中学校合同説明会について
- 5 平成19年度区立幼稚園の募集定員について
- 6 元・三田中学校(改築予定)プールの開設について
- 7 港区立麻布図書館改築に係る基本構想・基本計画について

8 その他

第2 協議事項

- 1 指定管理者候補者の選定について
- 2 港区における生涯学習の施策の方向づけについて
 - (1) 学校教育の環境整備について
 - ・3年保育実施幼稚園について
 - (2) 社会教育の施策について

「開 会」

五味原委員長 おはようございます。

定刻を過ぎましたので、ただいまから、平成18年第6回港区教育委員会臨時会を開会いたします。
(午前10時06分)

「会議録署名委員」

五味原委員長 本日の署名委員は、高橋委員、お願いいたします。

第1 教育長報告事項

1 平成18年度第2回港区議会定例会提出予定案件について

港区文化芸術振興条例について

五味原委員長 それでは、日程に入ります。

日程第1、教育長報告事項

平成18年第2回港区議会定例会提出予定案件について。

港区文化芸術振興条例について、参事、お願いします。

参事(庶務課長事務取扱) それでは、資料ナンバー1に基づきまして、第2回定例会で提出を予定しております新規条例でございますけれども、港区文化芸術振興条例につきまして概要をご報告させていただきます。

この条例、区長部局の産業・地域振興支援部の地域振興課、ここで文化協働の推進を担当しておりますが、そちらの課が所管する条例ということになります。

資料1の右側に概要図がございます。この条例の目的ですけれども、文化芸術振興を通じて心豊かな区民生活と魅力ある地域社会の実現に資するということを目的としております。文化芸術につきましては、教育等に深いかかわりがあるということで、条例案について教育委員会に後日協議を求めることになると思います。

右側は、特徴と位置づけについてということでございます。

この条例は文化芸術振興の推進を図るということでございまして、文化芸術振興の意味がそこに書かれてございます。人々の創造性をはぐくみ、生き生きとした生活をもたらす、社会に活力を与え、豊かな地域づくりに寄与するということで文化芸術を振興していきますというものです。

港区の特徴として3点掲げてございます。港区には文化芸術の資源がたくさんあります。そして区民等とのネットワークを図る。それからそれらを、活動を担う人材を育成。それから3点目に歴史等に根ざした文化の継承、国際文化交流等を通じて、魅力のある都市を実現していくということでございます。

条例の位置づけといたしましては、この条例のもとに個別の条例をつくっていくというものではございませんので、基本条例という名称は使用をしないという形でございます。ただし位置づけとしては、文化芸術に関する区の基本的態度を宣言したということでございますので、基本条例という名称は使用しませんけれども、今後施策等の指針、基本的な性格、規範性を有するというような

位置づけでございます。

他の条例との関係についてですが、文化の関係については、港区名誉区民条例であるとか、財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団に対する助成に関する条例、あるいは港区文化財保護条例等がそういうものがございますけれども、それらの条例の理念・目的に適うものであります。

右側の概要図でございます。まず目的がございまして、文化芸術振興重点施策ということで、そこに4点ほど書かれてございます。先ほどこの港区の条例の特徴というところでご説明した部分でございます。それから顕彰というような、文化芸術振興に寄与した方への顕彰というようなことも含まれています。

具体的な中身ですけれども、真ん中に基本理念、これが4点ほどございます。区民が等しく文化芸術を鑑賞・参加・創造することができる環境の整備。それから区民がそうした活動に参加することによって、誇りと愛着を持つことができる個性的で活力ある地域社会を実現する。それから3点目として多種多様な文化芸術の保護及び発展、新たな文化芸術の創造の促進。それから4点目として区民等と区との連携及び協力による文化芸術の振興ということでございます。

この条例には区の責務ということ、それから上のほうになりますけれども、区民の役割、それから民間団体の役割がそれぞれ規定をされておりまして、これらが連携・協力のもとにこの文化芸術を振興していくという姿に条例の形はなっているものでございます。

簡単ですけれども、説明は以上でございます。

五味原委員長 ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらどうぞ。

小島委員 この関係で教育委員会が特にかかわるといふ部分はあるのですか。

参事（庶務課長事務取扱） 特に教育委員会という文言はございませんけれども、区の責務というものの解釈として、当然区長部局だけではなくて、教育委員会も含めて責務という中にうたわれていくということでございますので、ここで掲げられている責務なり役割ということについて、教育委員会もここで対象になってくるということでございます。

小島委員 そうすると具体的には図書・文化財課が担当するのですか。

図書・文化財課長 今現在も、例えば読み聞かせのボランティアさんとかいろいろな区民の活動を図書館としてもお願いをしてやっております。そういったことが文化活動というふうなとらえ方をすれば、ここで言っているところの文化芸術に入ってくる部分かなというふうに認識をしております。

教育長 これは基本的な性格を有するものだというふうに書いてありますので、こういう基本理念を区長部局は区長部局、教育委員会は教育委員会として、今後生かした政策をどういうふうに具体化するのかということが今後求められると思うのですね。今、図書・文化財課長が読み聞かせのことを言いましたけれども、今まではそれを単発でやっていたのかもしれない。そうするとこういう基本的な条例のもとで、総合的に教育委員会としてはお子様からお年寄りまで区民の生涯学習の視点ということも踏まえて、施策として打ち出していくという必要があるのかなというふうに思います。

小島委員 よくわかりました。

澤委員 今まで国がこういう文化芸術に関する基本法的なものはなかったということですかね。

参事（庶務課長事務取扱） おっしゃるとおりでございます。国のほうで文化芸術振興基本法が平成13年の12月7日に施行されております。それ以降、各自治体のほうでもいろいろなところで条例を策定して推進していくというような動きになっているというふうに聞いてございます。

五味原委員長 よろしゅうございますか。

指定管理者の指定について（芝公園多目的運動場）

五味原委員長 それでは、次に指定管理者の指定について、生涯学習推進課長、お願いします。

生涯学習推進課長 資料番号2の指定管理者の指定についてでございます。

こちらの資料につきましては、後ほど協議事項の1番のところでは指定管理者候補者の選定についてという中でご説明させていただきます。

第2回区議会定例会に指定管理者を議案として提出したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

五味原委員長 それでは、指定管理者の指定については、後ほど協議事項の中で再度やらせていただくということで次に移らせていただきます。

港区幼稚園教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

五味原委員長 港区幼稚園教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、指導室長、お願いします。

指導室長 資料ナンバー3番でございますが、今回の条例の一部改正につきましては、特別な勤務体系によって勤務する必要がある職員と通常土曜日曜を週休日とする職場の職員の中で、休日の日数の不均衡を是正しなければならないということで議案を提出いたします。

幼稚園教育職員の場合には特別な勤務形態、変則勤務等そういうものは実際にはございませんけれども、条例上この規定が今定められているために、今回港区職員の全体の勤務時間、休日、休暇等に関する条例改正が行われますので、同時にこの幼稚園教育職員についても条例改正をするという議案を提出したいということでございます。

現行では毎土曜、日曜を週休日とする通常の勤務職場の場合には、条例に定める休日が週休日に当たるときは、その日は休日としないと規定されていますけれども、特別な勤務体系によって勤務する必要がある職員の場合は、その日に振りかえて、直後の正規の勤務時間が割り振られる日を休日というふうに教育委員会規則によって規定されているために、通常の勤務職場の場合と休日の日数がふえてしまうという不均衡が現在生じてしまうという条例になっております。

今回の条例は、改正は第12条の第1項第1号の休日の規定のところの括弧内に「日曜日及び土曜日に当たる日を除く。」をつけ加えることによって、この日数の不均衡を是正することができるというふうになっております。

なお、改正案の文につきましては現在まだ調整中でございますので、実際にはお配りする場合には若干修正があるという予定であります。

その修正というのは、この日曜日というのは現在ほとんどそれに規定する日はないということでありまして、そこは書く必要がないのではないかという議論が今あるということでございます。その最後のところは修正の予定として一応掲げておきました。

以上でございます。

五味原委員長 ただいまの、幼稚園教職員の勤務時間、休日記載に関する条例の一部を改正するという説明に関しましてはいかがでございましょう。

小島委員 今、もとになるというか準ずる港区職員の勤務体系についてはもう既に訂正されているのですか。

指導室長 現在それをやっているという、同時にやりましょうということです。

五味原委員長 ほかにいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

2 東町小学校隣地取得の経過について

五味原委員長 では次に、東町小学校隣地取得の経過について、参事、お願いします。

参事（庶務課長事務取扱） 東町小学校隣地取得の交渉につきましては、昨年12月20日開催の第12回教育委員会でご報告をしたところでございます。

12月の議会におきまして、隣地について区が取得してほしいという請願が満場一致で採択されました。教育委員会といたしましては、この土地に前からの経過も含めて、東町小学校の教育環境のために取得したいということで区長部局にお願いをして、ぜひとも取得をしていただきたいという申し出をしてまいりました。

その後、区長部局の担当課のほうで、相手方と取得についての交渉をずっとしていただいております。4月12日に、港区の申し出については意向に沿えないということで、相手方の丸紅株式会社から回答がございました。大変残念ではございますけれども、粘り強く交渉をしていただいたということですので、現時点ではいたし方ないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

五味原委員長 それは最終的な答えでございますね。

ただいまの報告についてはいかがでございましょうか。

澤委員 私も何回か東町小学校に行って、校庭が狭く、奥行きがあまりないという印象です。ですから、非常に隣地というのは教育委員会としては欲しいなということですが、

これ、どのぐらいの格差があったのですか。

参事（庶務課長事務取扱） 向こうから直接の価格について、幾らならということにはなかったようですけれども。区は15億円ということで提示をしたそうです。かなりの開きがあったということです。

澤委員 取得したいという広さはどのぐらいですか。

参事（庶務課長事務取扱） 700平米ぐらいだったと思うのですが、ちょっと細かい数字はちょっとあれなんですけれども。

五味原委員長 確か200坪切れたかなというくらいです。

よろしゅうございますか。その土地のこの後の建築予定は何か聞いていますか。

参事（庶務課長事務取扱） 丸紅に今後のスケジュールについて伺いましたけれども、また地元に入って、説明会をするということの中で、100%は言えませんけれども、できるだけ地元の要望について検討していきたいというようなことを言っております。工事のスケジュールは特にまだ決めていないとのことで、お話はありませんでした。

五味原委員長 ほかにございますか。

小島委員 区長部局でそれだけ努力していただいて、最終的に実現しなかったとこれはもうやむを得ないかなと思うのですが、今後業者に対して東町小学校の児童に対する日照、あるいは通学の安全、具体的にどんな問題が起こるかちょっとわかりませんが、やはり隣に小学校があるということをも十分に配慮して行っていただきたいという申し出をしたほうがいいのではないかなと思うのですが。

参事（庶務課長事務取扱） おっしゃるとおりだと思いますので、これは学校あるいはPTAとも連絡をとって、教育委員会として相手方に対して要請といいますか、要望といいますか、そうしたものを検討していきたいと思います。

五味原委員長 ほかに。

澤委員 区としては15億円、200坪だとすると、坪750万円くらいで結構べらぼうに高い値段ですよ。だから区としては随分誠意をみせているような印象を持ちますけれども、丸紅さんがそれでもだめだというのは、何かいろいろ活用する価値があるとそういうように見ているのでしょうか。

五味原委員長 ほかにございますでしょうか。

3 港区立小・中学校の適正配置について

五味原委員長 ないようでございますので、次に移らせていただきます。

港区立小・中学校の適正配置について、教育政策担当課長、お願いします。

教育政策担当課長 例年、当委員会で報告させていただいている資料でございますけれども、資料ナンバー4をごらんください。

現在の小・中学校の児童数並びに学級数、それから平成元年度に適正規模審議会のほうで最終答申をいただきました小規模校等の考え方に基づいた客観的な分類ということで3ページ以降にお示ししている資料でございます。

それでは資料ナンバー4の1ページからご説明をさせていただきたいと思います。1ページ目は5月1日現在の各小学校の児童数それから学級数の表でございます。

児童数の増加があった学校が今年度は10校ございます。芝、赤羽、芝浦、高輪台、白金、三光、港南、南山、筈、青南各小学校でございます。その中でも特に多かったのが港南小学校で、昨年と比較しまして91名の増加がございました。それから芝小学校が50名の増加です。高輪台小学校が続まして25名の増加がありました。

一方で、減少のあった学校が9校ございました。御成門、御田、神応、麻布、本村、東町、赤坂、

青山、港陽。減少数の多い学校は青山小学校で21名の減、それから赤坂小学校で20名の減、それから東町小学校で14名の減が減少の大きい学校です。

続きまして、就学率でございます。小学校につきましては81.4%の就学率でございます。昨年度は82.0%で、コンマ6%の減でございます。ちなみに児童数につきましては、今年度身障学級の児童数も入れまして5,739名でございます。一方昨年は5,519名でございますので、今年度は220名の増加ということになっています。

続きまして、2ページをごらんください。中学校でございます。生徒数が増えないしは変わらなかった中学校が5校ございます。三田、港南、赤坂、青山、港陽中学校でございます。生徒数の増加の多かった学校は青山中学校で20名、続きまして港陽中学校で17名、続きまして港南中学校で13名の増でございます。また一方で、減少の学校が5校ございました。御成門、高松、朝日、六本木、高陵。減少数の多かった学校は高陵中学校の35名、続きまして六本木中学校の23名、御成門中学校の20名が減少の大きかった学校でございます。

続きまして、就学率でございます。中学校の就学率は今年度は52.4%でございます。昨年度が55.7%で約3.3%の減少でございます。生徒数につきましては、身障学級の生徒数13名も加算をしまして、1,636名となっております。昨年度は1,663名でございますので27名の減ということになっております。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思っております。

3ページの表は、東京都港区立学校適正規模審議会答申、平成元年に答申があった基準でございますけれども、その中の望ましい学級・学校規模に基づいて整理させていただいたものでございます。

小学校については各学年複数の学級ということで、12から18学級が望ましい学級・学校規模となっております。中学校は各学年当たり3学級以上、9から18学級が望ましい学級・学校規模となっております。それに基づきまして、望ましい学級・学校規模未滿の小学校ということで11校掲載させていただきました。

昨年度に比較しまして、港南小学校が、先ほど申し上げましたが児童数がふえたということで1校除かれて、昨年度12校ございましたが、未滿の学校としては今年度11校でございます。

続きまして中学校ですが、今年度については9から18学級未滿の中学校ということで9校ございます。昨年度は7校ございました。今年度ふえたのが、御成門中学校が昨年度9学級であったものが8学級に減っております。またもう1校、六本木中学校についても9学級であったものが今年度8学級に減っておりますので、この未滿の中学校に掲載させていただいております。ちなみに高松中学校は9クラス321人でございますので、中学校の中ではこれに該当しないという学校になります。

続きまして、4ページをごらんください。4ページについては、適正規模審議会に基づく小規模の学校ということで、こちらについては児童数、生徒数の人数による表でございます。小学校につきましては、学校規模として安定して100人程度が確保できる規模ということで、100人程度とは95人から104人という基準。それから中学校につきましては安定して200人程度が確保

できる規模ということで、200人程度とは195人から204人を指しております。

この基準で見ていきますと、小規模の小学校については2校ございます。神心小学校の95名、昨年度は97名でした。東町小学校の104名、昨年度は118人ございました。それから小規模未満の小学校は、港区では該当はございませんでした。

続きまして、中学校でございます。中学校については昨年度と学校については変わりございません。小規模の中学校として三田中学校、生徒数195人、昨年度も同様に195人ございました。それから小規模未満の中学校として5校、港南、朝日、赤坂、青山、港陽中学校でございます。

続きまして、5ページをごらんください。5ページの表は小規模校未満の小・中学校の学級数及び児童・生徒数の過去4年間にわたるデータでございます。

小学校については小規模未満の学校がございませんので掲載しておりません。中学校は5校、港南中、朝日中、赤坂中、青山中、港陽中でございます。生徒数また学級数についてはごらんいただければと思います。

続きまして、6ページをごらんください。6ページについては就学率の前年比較のデータでございます。住民登録人口の推移に基づいた在籍児童数で就学率を出しております。これも先ほどの中学校5校のデータでございます。ちなみに就学率は港南中学校が平成18年度が25%、昨年度が26%でしたので1%の減でございます。朝日中学校の就学率は今年度21%、昨年度23%でしたので2%の減でございます。赤坂中学校は今年度29%、昨年度24%でしたので5%の増となっております。続きまして7ページ、青山中学校は28%で昨年が20%でしたので8%の増でございます。港陽中学校は48%、昨年度が45%でしたので今年度3%増の就学率でございます。

以上でございますけれども、教育政策担当としましては、現在の各学校の魅力ある学校づくりに努力しているところでございます。また一方で、幼児人口が基本的には増加基調にあることから、今後についてもそういった施策を実施して、就学率の向上に向けて努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

五味原委員長 ただいまの報告についていかがでございますでしょうか。

小島委員 小学校全体の就学率をもう1度言っていただけますか。

教育政策担当課長 小学校が今年度81.4%でございます。

小島委員 81.4%。昨年度も言いましたか。

教育政策担当課長 昨年度は82%でございます。

小島委員 82%ですか。中学校はいかがでしょう。

教育政策担当課長 中学校は52.4%でございます。

小島委員 52.4%。昨年は。

教育政策担当課長 55.7%でございます。

小島委員 わかりました。そうすると、例えば中学校の場合、昨年55.7で今年が52.4ということは、かなり落ち込んだのですかね。数字的には何名ぐらい減ったのですか。

教育政策担当課長 中学校の生徒数につきましては、昨年度と比較して27名の減でございます。

小島委員 1,638名と1,623名ですね。

教育政策担当課長 普通学級はそうです。

小島委員 そうですね。そうすると各学校の1年生の入学数の増減がいろいろあるのですが、港区全体としては若干減ったけれども、やはり選択希望制の影響で少ない所も出ているんですね。例えば朝日中学校は何%でしたっけ。若干減っているのでしたよね。

澤委員 そうですね。平成17年度が23%。

小島委員 そうすると中学の場合、全体的に若干減ったことと、各学校のばらつきは選択希望制がどの程度影響しているのか。もうちょっとじっくり読まないといけないのですけれども。

澤委員 最後の5番の中学校の小規模校未満の就学率というのが、今朝日中学校の例が挙がりましたけれども、赤坂中学校が29とか大体20%ぐらいですけれども、港陽中学校を除くと。これは学区域の子どもに対しての比率ですか。

教育政策担当課長 はい。ご指摘のとおり、学区域の登録人口に基づく生徒数の割合でございます。

澤委員 生徒数のほうは、学区域以外から来ている数も入っている。分母は学区域の子どもと、そういうことですね。

教育政策担当課長 そういうことでございます。

澤委員 だから小規模校未満の場合には今小島委員が言われているように、港南中学校、朝日中学校、赤坂中学校、青山中学校が大体20%台なわけですけれども、これはいずれにしても、全体の中学校の就学率の平均が50%を超えているので、平均よりも半分以下の子どもたちしかその学校には行っていないということですね。

教育政策担当課長 未満の学校についてはそういう傾向があるかと思います。

澤委員 小規模校未満とはいっても、港陽中学校の場合には48%あるわけだから、これは残念ながら母集団がもともとあまりないということで、結構頑張っています。小規模校未満に一応数字としては該当してしまうけれども。だからあとの4校がもうちょっとその学校に生徒が来てもらえるような、そういう魅力を区としてもどうやってつける方向でバックアップするかということ、もちろん今いろいろとやっているわけですけれども。

教育政策担当課長 今、委員がご指摘のとおり、小規模校についても魅力ある学校づくりを進める中で、なるべく就学率の向上を目指して、今までも教育委員会として政策に取り組んできました。今後ともそういう形で取り組んでまいりたいと思います。

小島委員 学校選択希望制を取っている以上、学区域内を分母にしたこのパーセンテージの出し方というのは、それはそれで一つ大事ですが、学区域内の進学者数だけではない、学区域外への通学者数を加えた全体の進学者数、この数値を基準にした場合はその学校の入学者数と分子は違ってくるわけですよね。だからそこら辺を考慮すると二つぐらい欄をつくったほうがいいのではと思います。

澤委員 数値？ それはなかなか難しい。だって分母はどうしても学区域の子どもにならざるを得ない。あとは学区域の中でその中学校に行っている子どもの数は何%とかということですね。

小島委員 だから前に出していただいた各学区域のね。その学区域だけではなくて、ほかの学校

へ行ったのも全部出してもらって見ると、これはいろいろとよくわかる。

澤委員 そうです、それはね、委員長が前にも言われていたような。

小島委員 それをもう一度、大変でしょうけれども、いつでも結構ですので、各学区域の生徒がどういう小学校、どういう中学校に行ったかというのを全部出すと、全体の進学率と各学校への進学率が明らかとなり、選択希望制のプラスマイナスを議論をするときに基礎データとしてより役に立つのではないのでしょうか。

澤委員 それは確か前にも出ていましたよね。だからその更新したものの。

次長 今日お出しした資料はご指摘のとおり、母集団は学区域の子どもで、生徒数は実際の生徒数ですので、その学区域からその学校にどれだけ行ったかという形の数字になっておりません。10年前、15年前は学区域と生徒数がぴったり、イレギュラーな1、2件はあるにしても同じなので、ちょっとデータとしての要素が途中で変わってきています。

おっしゃるように、逆にここに来なくてもほかの学校に行っている場合があるので、そちらの進学率が上がっているという部分があると思いますので、今後それと、この間の例えば港陽中学校には芝浦小学校から1人も行っていないという、データを出したことがある。

澤委員 港南中学校ですね。

次長 港南中学校の場合は芝小学校から1人も行っていないとかその辺もありますので、今後学校選択希望制の見直しの際には、そういった動態を全部調べて、ちょっと複雑になるかもしれませんがそれでもその上で議論をいただく必要があるのかなと思いましたので、今日の小島委員の、あるいは澤委員のご質問を受けまして、資料データを事務局のほうで作り直してみたいと思います。

五味原委員長 そういうことで、次長のほうから資料の作り直しということがございますので、改めてその資料を見ながら、選択制の問題点も一緒に加味していろいろと検討いただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

4 区立中学校合同説明会について

五味原委員長 それでは、次に移ります。

区立中学校合同説明会について、学務課長、お願いします。

学務課長 それでは資料なしで恐縮ですけれども、区立中学校合同説明会、平成19年度4月入学に向けた説明会でございます。そのご案内をさせていただきます。

平成18年7月8日の土曜日の午前10時から12時まで2時間ですけれども、区役所の会議室を利用しまして実施したいと思っています。

内容につきましては、教育長のあいさつ、それから私、学務課長から学校選択希望制についてのご説明を両方で20分程度させていただきます、その後区立中学校各10校で、それぞれ6分から7分程度、各学校の特色などについて説明をするといったような内容で進めていきたいというふうに考えています。それを今、基本的には平成17年に実施した内容と同様でやっていきたいというふうに考えています。

昨年は教育委員会の教育長、次長、学務課長等の説明を長くとっていたのですけれども、時間が

長く、評判がよくなかったものですから、なるべく学校からの説明の時間を長くすると。

それから例年設置の各学校の相談コーナーというのは、これから校長会での調整なんですけれども、今のところ校長会の意見では相談コーナーについては設置しない方向で検討を進めています。

それから配付資料につきましては、中学校の学校案内ですとか、学校が個別につくった資料等について配付をしていきたいというふうに考えております。

周知の方法ですけれども、小学校ごとに開催案内を配付するとともに、広報の6月11日号、それからホームページでの掲載を予定しているところでございます。

説明は以上でございます。

五味原委員長 ただいまの、中学校合同説明会につきましてはいかがでしょうか。

澤委員 この合同説明会は学校選択希望制の趣旨にのっとり、各区立中学校のそれぞれのPRというところちょっと言葉がおかしいかと思えますけれども、区立中学の魅力というのを感じてもらえるような、そういう場でなければいけないわけです。

そのときに昨年の全体の説明というのは、我々としてはなかなかユニークだなと思ったのですが、今学務課長の話だと評判悪かったということですね。データがどこまで出せるかわからないのですが、中学校に子どもを進学させる保護者の一番の関心はどこかの高校に行ったのかということ。そういうデータを少し具体的に出しているのかどうか。私も説明会に行っていないので、今年は時間があったら行きたいと思っていますけれども、個々の学校さんはやっているのか、やっている学校もあればやっていない学校もあるのかどうかはともかくとして。全体のときに、港区全体の区立中学を卒業してどういう所に進学しているのかというようなこともやはりデータとして出す必要もあるのではないかなと思うのですよね。

小島委員 それは教育委員会として出すという意味ですか、それとも各学校の判断に任せるという意味ですか。

澤委員 いやいや、各学校はやる所もあればやらない所もあると思うのですが、教育委員会として全体の説明をやるのだったら、そのくらいのデータを開示するぐらいはしないと、何かお題目みたいなことを言っても魅力は感じないでしょうと。

小島委員 教育委員会がやるということ、各学校の判断ではなくて。

澤委員 それぐらいの何かデータ、一つの例ですけれどもね。だから学校選択希望制がどうのこうのとかってそういう理念の話もさることながら、親としては区立中学に進学させて、では高校どうなっているのかは関心がある。指導室は各学校からのデータを受け取っているわけですよね。どこの高校に何名とかというデータをなるべく当たり障りのない範囲内でうまく加工していただいて、保護者にも区立の中学に来て安心して教育を任せてくださいというような、こういう進路だからというような。これは私の私的な提案。

小島委員 今澤委員の言ったことが一番関心のあるところで、確かにそれは一番大事であり、一番敏感なところですよね。だから親がみんなどの高校へ進学したのかだけに興味を持って学校選択をしているのであれば、それはやらなくてはいけないだろうけれども、やはりスポーツが盛んであるかどうかとか音楽など芸術が盛んだとか、今ちょっとオブラートに包んで発言しているのですが、

そういう全体があるから、その学校学校が、うちは運動、スポーツに力入れていますよと言うのであれば、スポーツはこうやっているというのを出せばいいんであって、すべての学校が進学先まで出す必要はないのでは。

澤委員 いやいや、だから各中学校は各中学校のやり方でいいのですけれども、全体として調整を。

小島委員 それを教育委員会がやったのでは、学校にとって身もふたもない結果になってしまう。

澤委員 いやいや、だからそれは一つのデータですよ。いろいろな特徴があっているんですよ。小島先生は100m走が速いと、私は数学ができる。いろいろな尺度があるわけだから、一つの尺度だけを強調してはまずいのだけれども。

小島委員 いや、言いたいことはよくわかるのだけれども、今、学校選択希望制の弊害があるとすれば、それに対してどうすべきかという議論をしている最中に、教育委員会が各学校の進学先はこうですなんていうのを公表するのはいかがなものでしょうか。

澤委員 いやいや、各学校のことではないって言っているではないですか。

小島委員 各学校ではないの？

教育長 澤委員がおっしゃっているのは、全体的な傾向の話だと思うのですね。だから港区立の中学校に入学した生徒が3年間学んだ結果、こういう所に進んでいますよという全体的傾向をしっかりとやはり示す必要があるということは私も同感です。

今、学務課長が昨年の評判が悪かったと言ったのですけれどもね、これについては大いに反省する点はあるのですけれども。いやいや、私はプレゼンテーションソフトをちゃんとして、プレゼンをしながパソコンを操作しながらこうやって、その結果力が入り過ぎて私も教育次長もみんな長くなってしまったという。個々の中身の問題ではなくて時間の問題だったということだと思うので、中身については少し検討してわかりやすく、しかもスマートで。

やはり区立中学校に入ったらうちの子どもが伸びるんだということがわかっていただけるような、そういう内容にしなければやはりならないだろうというふうに思います。

小島委員 今の点で。私は澤委員が言っているのは、教育委員会が各学校の進学先をあらわせと言っているのかと思ったので反対しました。私の誤解でしたので、撤回いたします。

澤委員 いや、小島先生、それはいいのですけれども。だから指導室は各学校のデータを一応全部集めているのだから、それをやはりスポーツでもいいのですよ。個々の学校もいいかもしれない。だけど区全体として、港区の中学生はこれだけ頑張っているんだというような、そういうデータを。一つは進学のことですけれども、スポーツでもいいわけですよ。そういう具体的なデータをきちんと出すことがひとつ大事なのではないかなと思います。

小島委員 各保護者の方が、保護者なり小学校の生徒さんが中学校を選ぶときどういう観点から選ぶのかという点については、前にアンケートをとっているんで、その観念に応じたデータを出してあげればいい。

五味原委員長 その辺につきましては、これからまだ7月までございますので、事務局でいろいろと検討していただきたいと思います。

一つ伺いたいのですけれども、中学校選択については全区一区になっているわけですね。

私は思うのですけれども、中学校の高校受験の時期が近づくと、どこの学校を学校訪問しましても各私立高校からいろいろと募集のパンフレットやなんかが来ていて、大きな張り紙がしてある。

港区内の同じ公立の小学校と中学校の中で、中学校が希望すれば小学校でそういう活動をするこゝと、また小学校側の子どもたちが、区内の中学校を見ることができるとか、この辺の交流というのは、私は確か小学生が学校を見るというほうは中学が受け入れている。だけど、中学校のほうから小学校に対してPRとか、積極的ではないのではないのかというように思うのですけれども、この辺はどうなのですか。

学務課長 委員長のお話のとおり、中学校のほうで学校公開ですとかそういうことによって、各小学校の生徒さんを見学、受け入れるというようなことは盛んにやっているのですけれども、小学校のほうに逆に中学校が出向いてというのは、一部中学校のほうの先生方が熱心にやられているところもありますけれども、全体としての広がりというのはあまりないのかなというのがあります。

小島委員 その点に関してですけれども、私立中学も小学校へ勧誘に行くのは自粛しているのではなかったですか。

五味原委員長 小学校に関しては、各小学校自体がやはり自粛しているというか、ここはいいけれどもここは嫌というのはいないようにして、プロテクトしているのだと思うのですよ。区立高校はないから、中学に関してはより情報を提供するという意味で、私立から来るものに関してはみんな掲示している。

小島委員 私立高校が区立中学に学校案内等の宣伝をするのはいいけれども、私立中学が区立小学校にそういう宣伝活動をしてはいけないという何か取り決めはなかったですか。

五味原委員長 いけないというよりも、むしろ区立学校側が自主的に歯どめをかけているというのが現実ではないですか、教育長。

教育長 そういう事実はないですね。例えばパンフレットを持ってくるとか、募集要項を持ってくるとか、そういうことも私の経験ではありません。

五味原委員長 よろしゅうございますでしょうか。

横矢委員 中学を選ぶときに保護者の人が知りたいのは、中学から私立に入れてしまうか、あるいは公立に行かせてという形になるので、都立高校のよさ、区立の中学から都立へつながるよさみたいなものを示さないと、中学だけの話では何となく「その先どうなるのよ」というのが一番気になる部分だと思いますので、都立へどういうふうにつながっていくのかというようなことも何か説明のところに入れていただけると、親側としてはわかりやすい話になるのではないかなと思います。

教育長 全くおっしゃるとおりで、区立中学校は都立高等学校に進学をしていくという割合が過去は極めて高かったのですね。それが都立高校の凋落によって不安になって、そして私立中高一貫というような流れが出てきたのは事実。それは都の教育委員会もよくわかっていますね。今都立高校、進学重視校であるとか、あるいは総合学科、あるいは単位制高校、さまざまな種類の高等学校を設置して、今かなり努力をしてきている。

よく新聞に載るのは進学重点校の東大入学者がどのくらいふえたかとか、国立系医学部にどのぐ

らい入っただとか、そんなものがよく新聞に出ておりますけれども、確かにそこでもう都立高校からのそういう、いい大学とされている大学への進学というのは多くなっていることは事実ですね。

やはりそういうことはいい大学に入った、入らないというよりも、私はいつも思うのは、教育というのは、その子どもの入学したときの現状をどのようにしっかり分析をして、そして特色もしっかり理解をした上で、この子どもが例えば中学校3年間なら3年間でどのような伸び方をするための指導をしていくのか、指導と評価を常にやっていくのか。伸びることをどのようにさせるのかということをやったり常に考えておく必要があると思うのですね。伸びた結果、ある子はA高校、ある子はB高校、C高校、これはいろいろな進路があるわけけれども、この3年間でどのように伸ばしていけるかということをやったり本当に真剣に考える必要があるだろうというふうに思うのですね。

五味原委員長 ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。

5 平成19年度区立幼稚園の募集定員について

五味原委員長 それでは次に移らせていただきます。

平成19年度区立幼稚園の募集定員について、学務課長、お願いします。

学務課長 それでは私から資料ナンバー5に基づきまして、平成19年度区立幼稚園の園児募集定員についてご説明をさせていただきます。

平成19年度の区立幼稚園の募集定員につきましては、11月に募集要項を保護者の方にお配りして募集をいたしますけれども、その事前の方法の際に、全体につきましてはまたご報告をさせていただきたいというふうに考えています。

今回中之町幼稚園、にじのはし幼稚園につきましてご説明する趣旨でございますけれども、これから私立幼稚園のほうとも調整が必要になってまいりますので、現段階での教育委員会の事務局としての考え方、今後こういった方向で調整を進めさせていただきたいという内容でございます。

まず中之町幼稚園につきましてですけれども、まず現状でございますけれども、本年度、平成18年度募集で、4歳児について定員5名に対して11名の応募がありまして、抽せんを行った結果5名の方が入園できなかったということがございます。それから3歳児についてですけれども、定員15名に対し31名の応募があり、抽せんの結果16名が入園できなかったということでございます。

4歳児につきましては例年抽せんというのはなかったのですが、今年度初めて抽せんになっております。3歳児につきましては例年抽せんを行っておりますけれども、大体定員15名に対して20名程度の応募というのが例年ですけれども、今年は大幅にふえて31名の応募という形になっております。

そういったことを勘案すると(3)でございますけれども、平成19年度以降について、特に4歳児ですけれども、応募者数について定員を超える可能性が高いと実際考えております。

次に2の園児募集定員の変更ですけれども、そういったことを踏まえまして、4歳児については平成19年度から募集定員を25名としたいと考えてございます。現行の募集というのは20名でございます。それから(2)ですけれども5歳児についても転入者等に備えまして、平成19年度

から定員を25名としたいというふうに考えております。

続きまして、にじのはし幼稚園でございます。

まずにじのはし幼稚園の募集定員積算の考え方でございますけれども、これにつきましては平成11年10月15日の港区公私立幼稚園調整審議会の答申によって、算定理由が定められてございます。

まず(1)ですけれども、平成17年度以降の4歳児の学級編成及び定員につきましては、台場地区における平成18年度の3歳児並びに2歳児の人口のいずれが多いほうの50%以下の定員を設定する。ただし46人を上限とするとなっております。(2)としまして、平成17年度以降の定員につきましては、上記の方法によって2年ごとに見直すということです。それから(3)としまして、5歳児の学級編成及び定員は前年度の4歳児の学級編成の定員と同じということになっております。

その結果、2番ですけれども、その計算式に当てはめていきますと、現在2歳児が72名、3歳児が60名でございますので、多いほうの72名をとりまして、その50%で36名となります。単純計算でいうと36名になるわけですけれども、これまでの平成10年10月の区立幼稚園配置計画の基本方針等による学級編成の考え方がございます。それによって1学級20名としまして、4歳児の募集定員につきましては1クラス20名×2組の40名としたいというふうに考えております。平成18年度募集定員につきましては、こういった計算式に基づいて44名で募集をしておりました。

以上でございます。

五味原委員長 ただいまの幼稚園の園児募集定員の説明についてはいかがでしょうか。

小島委員 まず中之町幼稚園について。にじのはしはまた後からにしますけれども、中之町幼稚園、現在幼児人口が漸増しているという分析結果になっているわけですけれども、そうしますと中之町幼稚園については、今4歳児5歳児の定員をふやしましたけれども、3歳児については31名の応募で16名が入園できなかったという現実があるわけですね。その幼児人口がふえることを考えると、31名の応募で来年度分はうんとふえるのではないかという気がするのですが、3歳児の定員も4歳児5歳児と同様にふやさなければ、区民のニーズにこたえられないのではないだろうかという気がしますけれどもいかがでしょうか

五味原委員長 ちょっとその前に、公私立幼稚園審議会で、中之町幼稚園に対していただいている答申というのがあるはずですが、それは3歳児に関しては定員20名で、ちょっと記憶にないのですが、4歳児については何名になっていたか、もしよろしければそこから先に委員の方々にお話申し上げたほうが理解しやすくなると思うのです。

小島委員 わかっていながら質問しているのですけれども。

五味原委員長 だけど4歳児についてはいかがかということを知らないでしょう。

小島委員 4歳児ですか、知らないですね。

五味原委員長 でしょう。3歳児を15名募集したというのはもちろん小島委員もご存知だと思っておりますけれども、4歳児の募集がゼロになるということで5名を。

小島委員 そのために減じた。

五味原委員長 減じてあるわけですよ。今まではこんなに大きな格差は出てこなかった。ただしここへ来て幼児人口の増加に伴って、とても大きな数字が出てきているというのが現実だと思います。確か3年保育スタートのときに3歳児については20名、そして4歳児については何名という内容があったと思うのです。

学務課長 済みません、私、今手元に資料ありますけれども。

小島委員 多分4歳児も20名で、3歳児で20名募集してしまうと4歳児が全然とれなくなってしまうから3歳児は15名にしましょうと。だからそういう意味で4歳児も20名なのですよ。3歳20名、4歳20名で。

五味原委員長 4歳児は25名だった。

小島委員 25名だったのですか。

五味原委員長 事務局お願いします。

学務課長 持ってきている中に最終答申の議事録がちょっとありましたので、それによりますと、3歳児20名、4歳児5歳児についてもそれぞれ20名とするというような形。

五味原委員長 やはり。

小島委員 だから3歳児15名にしたのですよね。

学務課長 3歳児の待機の話ですけれども。これにつきましては、これから後で教育政策担当のほうの話もあれですけれども、3歳児これからさらに2園ふやすところの中で、中之町幼稚園のこの3歳児につきましては区全体から恐らく来ているということになると思いますので、そういった中で解消していけるかというふうに考えております。

小島委員 今の回答で尽きるのだろうと思うのですけれども。一つの考え方として、平成10年にこのようなことを決めたときと、現時点とでは背景が全く違うと思います。平成10年は、にじのはし幼稚園の開設のときでしたか。

五味原委員長 中之町幼稚園の3年保育スタートのときです。

小島委員 平成10年ではないですか。

学務課長 平成11年度です。

小島委員 平成11年ですか。ですから平成11年度のバックグラウンドと現在におけるバックグラウンドはかなり違いますので、一番大事なのは公立私立の幼稚園の共存共栄だろうと思うのですよね。多分平成10年11年のころは、児童数がやや減っていくのではないかとということで、私立幼稚園もかなり危機感を持って臨んで話し合いになったのだろうと思います。

しかし、今は幼児人口が漸増している段階で、私立の経営を圧迫しないという範囲内で、共存共栄は尊重するという前提で、なおかつやはり現在の情勢から区民ニーズに対して、教育委員会としてもこたえるのが教育委員会の責務です。そうした段階では、やはり私立幼稚園と粘り強く話し合いをして、待機児童がこれだけあるとか、これだけ抽せんしなければならないとか、あとにじのはし幼稚園、これから出てくると思うのですけれども、本当にそういう50%だの何だのというのは、現時点で維持しなければいけない問題なのだろうとか、そういういろいろな観点から粘り強く私

立幼稚園側と話し合いを持っていただいて、この辺までいいのではないかという点は、力強く交渉していただきたい。

ただ私立幼稚園側との具体的なことは、これ以上は言えませんので、事務局にお任せしますので、よろしくをお願いします。

五味原委員長 今問題になっている部分というのは、3年保育をどこでやるかという問題。そしてこれをやるにしても公私立幼稚園審議会でもお答えをいただかないと、我々は条例上ではできないということが現実にある。

したがいまして、トータル的に幼児人口がふえているということをしかりと認識した上で、私立幼稚園側とこの園児数の算定の仕方その他に関してしかりとしていただきたいと思うのですよね、現実なら。ご説明して審議会に上がっていくときには、それなりに区民の皆さんの要望にこたえられ、なおかつ私立公立ともが共存共栄できるというものを模索していただきたいと思います。

澤委員 もう一つ補足ですけれども、いずれにしても3歳児、3年保育につきましては全体的に考える必要があって、しかもにじのはし幼稚園の定員の場合のことに関しても、確か昨年請願にいられて、入れるか入れないか、幸いにして全員入れたので問題はなかったのですけれども。

五味原委員長 大変な問題でした。

澤委員 定員というか、そういう融通一つきかせるにしても、私立調整審議会のお墨つきを得ないとい何もできないということ自体は、小島委員が言われているようにおかしな話で。だからそこはぜひとも、簡単にはいかないと思いますけれども、そういう姿勢で我々も調整審議会と話をしなければいけないと思います。

特に中之町幼稚園の3歳児が16名、残念ながら入園できなかった。要するに今、区は中之町幼稚園しか3歳児をやっていないからいろいろな所から当然集まってきているので、この16名がまた中之町幼稚園に来るのかどうかということはこれはもう全然わからないこと。

ただ問題なのは、4歳児で10名で5名落っこちてしまったということはこれはほとんど地元な方なわけですよね、この4歳児の場合には。だからこういう事態はぜひとも教育委員会としては是正していかななくてはいけない。

私も錯覚していたのですけれども、私立幼稚園との調整審議会で、中之町幼稚園の場合は20人、20人、20人なので、3歳児は15人に減らして、あと5人はどこか4歳5歳に振りかわっているのかと思ったら全く譲っているだけではないですか。そういうことなのですか。確か委員長が言われたように、3歳児を5名減らすからどこかをふやしたような、そうではないの。

五味原委員長 もう一度整理していただきたいのですけれどもね。3歳児については20名という枠を決められている。それで4歳児5歳児についてはこれは同時に答申されていますか。

学務課長 済みません、ちょっとそこは確認をさせていただきます、議事録だけ……。

澤委員 もしそうだとすれば、当然25人に、4歳児を25人すると5歳児も25人になるからちょっとその辺は問題。問題というか、向こうから見れば問題なのかもしれないけれども、当然4歳児が25名になってもいいのではないかなという素朴な印象です。

五味原委員長 基本的に見直さなければしょうがないのですよ。

澤委員 いずれにしても4歳児で残念ながらどこか行かなければいけないという事態はなるべく避けたい。かつての高度成長期のころはそれが当たり前だったのですけれども、今の時代ではですね。ぜひともそういう方向で教育委員会として頑張っていかなければいけないかなと思います。

小島委員 先ほど、にじのはし幼稚園のことはまだ言わなかったんですけれども、にじのはしも平成11年に……。

五味原委員長 ちょっと待ってください。にじのはし幼稚園、説明してもらいましょうか。終わったのでしたっけ。

学務課長 終わりました。

小島委員 にじのはし幼稚園は平成11年にルールとして2歳児3歳児の多いほうの50%を上限とするというふうになっているのですけれども、このにじのはし幼稚園で50%にするという取り決めが、そのときのいろいろな情勢で決まったのでしょうけれども、現時点で考えると、先ほども言ったように幼児人口がふえているということと、にじのはし幼稚園の場合、この間澤委員も言ったのですけれども、にじのはし幼稚園の保護者の方たちが我々教育委員会に直接出向いて説明した話として、やはりにじのはし幼稚園の場合には入れないと、台場地区にはほかに幼稚園が全くないから、ゆりかもめ線に乗って通園しなければならない。私立幼稚園も台場にはないので、やはり地元で地元に入りたいというお子さんを受け入れてあげないといけないのではないかな。それをやったからといって、先ほど言ったように根本の私立との共存共栄、私立の経営を圧迫するということはないのでは。

五味原委員長 そこには私立側がバスを運行しているのですよね。

小島委員 ただ私立のバス通園は、品川の私立幼稚園に行くほうが多いと聞いているので。やはり50%にする、私立幼稚園がない所にもかかわらず50%ルールというのは何か奇異な感じを受けるので、本当に共存共栄、私立を圧迫するということであれば、それはこちらでも尊重してあげなくてはいけないけれども、そんなことがないにもかかわらず、ただ制限制限とされているような気がしてしょうがないのですよね。だからそこら辺も具体的には事務局にお任せしますけれども、やはりおかしいものはおかしいと言っていた方がいいのではないかな。それが区民に対する我々の責務だと思うのですよね。

学務課長 中之町、にじのはし幼稚園含めて、幼児人口の増加といった背景がありますので、ルールはルールとして話をしますけれども、そういうことも踏まえて、できることは教育委員会として対応していきたいというふうに思います。

それから先ほどの答申の中身ですけれども、さっきの議事録どおりですけれども、やはり3歳児20名、4歳児5歳児についてはそれぞれ20名という形で、答申文もそうなっております。

五味原委員長 5名減らしてトータルで何とかつじつまを合わせるという考え方ですね。わかりました。

この幼稚園の定員という問題点は、条例で定められている公私立幼稚園審議会を通過しなければ我々は何もできませんので。この際幼児人口がふえている、この辺を見極めて、そしてなおかつ我々としみますと3年保育をこれから少なくとも3園にしますので、まず緊急に私立側と十分な意見交換

をやり、今までのように押し切られないように一つよろしく願います。

それではよろしゅうございますか、この件につきまして。

6 元・三田中学校（改築予定）プールの開設について

五味原委員長 次に、元・三田中学校プールの開設について、生涯学習推進課長、願います。

生涯学習推進課長 資料番号の6番をごらんください。「元・三田中学校（改築予定）プールの開設について」ご報告いたします。

こちらにつきましては、6月11号の『広報みなと』でお知らせするというので今回お出ししています。広報のほうでは港区立芝公園多目的運動場のプールの開設についてということで、代替の屋外プールとして、元・三田中学校プールを7月1日から開設するというような内容で区民の方へお知らせをするものでございます。

こちらの資料番号6番でございますけれども、1のところ、これまでの工事の進捗について記述してございます。

まず平成17年度と18年度夏のプールの営業に支障なく工事を進めるために、仮設計画の見直し等工期短縮の対応をいろいろと検討してきました。ところが、残土処分のために周囲の植栽土をサンプリング調査したところ鉛が検出されましたので、東京都環境局のほうに持っていきまして、これについてちょっと調査をするというようなことで、10月28日から翌年2月1日まで工事が中断していたというようなことでございました。

その場所はこういった土地柄なのかというような地歴調査をした結果ですが、有害物質の取扱事業所というのはその土地にはなく、また取り扱った経験もないということでした。土地調査の結果では、プール本体の敷地内からは鉛等の物質は検出されませんでした。

結局植栽土を持って来る際の土の一部から基準値を超える鉛が検出されましたので、その部分を除去して影響のないようにしましたということでございます。

このほかに、解体工事の近隣対応等々、いろいろ地中障害物の撤去等、工事の遅延した関係もございまして、3カ月以上延びるところでしたが、工事を施設課のほうでもいろいろ対応を講じて3カ月程度の変更にとどめたというような結果でございます。

その結果、平成18年6月15日までの工期が平成18年9月15日まで変更になります。9月末の引き渡し後、開設準備に2週間程度要するというようなこともございまして、前回ご承認いただきました10月15日に多目的運動場としてオープンする予定です。

それから2番目でございます。代替プールの開設についてでございます。

今年度の夏、芝公園多目的運動場のプールが開設できなくなったということで、元・三田中学校のプールを利用するというのでございます。所在地はその表に書いてあるとおりでございます。プールの規模についても、中学校のプールですので大きさは、25m×12.5m、深さについては1.1から1.3mということでございます。

一般の方に開放する間にロッカー、男性用110、女性用110ということでつごう220用意する予定でございますので、大体200名ですね、そのプールを利用できるというようになるか

と思います。

開設期間は、元芝プールと同じ期間、7月1日から9月15日の3カ月半予定してございます。開設時間につきましては午前9時半から午後4時半の時間帯で、2時間ごとの入れ替え制を予定してございます。入れ替え制につきましてはほかの中学校の開放プールの中で、同じような形でやっていくところではございます。1回目から3回目、そこに書いてございます時間について行うということでございます。

それから利用料金につきましては、仮移転により休業している学校の施設を活用するというのもございます。それから施設使用料をいただく施設と異なりますので、無料で開設するというようなことも考えとしてございます。

またその他のところで注意事項とこういった点をお知らせして、気持ちよく使っていただくというような形でやっていきたいと考えております。

以上でございます。

五味原委員長 ただいまの説明についてはいかがでございましょうか。

これの管理は港区スポーツふれあい文化健康財団でやるのですか。

生涯学習推進課長 財団ではありません。

五味原委員長 委託するのですか。

生涯学習推進課長 委託しない部分でございますので、こちら生涯学習推進課が行う形になります。

五味原委員長 わかりました。ほかにございますでしょうか。

7 港区立麻布図書館改築に係る基本構想・基本計画について

五味原委員長 ないようでございますので、次に移ります。

港区立麻布図書館改築に係る基本構想・基本計画について、図書・文化財課長、お願いします。

図書・文化財課長 それでは資料ナンバー7でご説明させていただきたいと思っております。

まず基本構想と基本計画となっております、真ん中辺から基本計画が始まります。それぞれ1ページからということで、連番になってはおりませんのでその辺はご承知おきいただきたいと思います。

まず2ページをお開きください。そこに目的が書いてございます。

麻布図書館は昭和48年に開設しまして、エレベーターがないですとか、障害者用のトイレの設備がないだとかそういった問題点もございます。老朽化も進んでおりまして、築30年経過してございますので、現在地での改築をしたいということで、基本構想並びに基本計画を作成したものでございます。

それから6ページをお開きください。麻布図書館の現状と課題というところで、7ページのところに現在地のL型の土地がございまして、この土地を利用して改築を進めていきたいというふうに考えてございます。個別にいろいろな資料が載っておりますが、基本構想としては主に現状と課題、それから問題点、それから図書館に求められる機能等を整理してございます。

その中身につきまして、ここにざっと基本構想のほうの中身がまとめてございますので、こちらのほうで説明をさせていただきます。

地域に根ざした公共図書館として整備をしていくと、いつでもだれでも、本と人との出会いの場所とか、知的情報活動の場所を提供する。それから2点目は、3ページになりますが、麻布地域の特色を活かした運営をしていくということで、麻布のインフォメーションセンター、それから国際色豊かな図書館を形づくっていくと。それと子どもと本のふれあいの場所を提供していく。

それから4ページでございますが、基本理念とキーワードの設定というふうなことで、本をきっかけに人・まち・世界が会う図書館として、今これを実現するために、地域の課題解決の支援、それから国際性、子どもの三つのテーマを基本理念として設定をしてつくっていくというふうなまとめをしております。

それから5ページ以降に施設要件ということで書いてございます。6ページをお開きください。施設要件については、「本をきっかけに人・まち・世界が会う図書館」ということで、地域の図書館として、それから麻布地域における親しみのもたれる図書館として、それからユニバーサル施設としてということで、これは車いすや乳母車の対応、子どもの動きや使われ方も考慮した計画をしていきたいというふうなことが書いてあります。

それから7ページに、(4)でございますが、地域の課題解決型の支援、国際性、子どもをテーマとした図書館にしていきたいというふうなことが掲載されております。それから(5)といたしまして、長く利用される施設なので、いろいろな資源も長く利用できるような形で還元していきたいと思っております。それから6番目といたしまして、職員がサービスしやすい図書館としてというふうなことでまとめてございます。

それから9ページ以降が基本計画の施設計画の部分になります。10ページをお開きいただきたいと思っております。施設計画でございますが、(1)敷地面積は680平米、用途地域も3区分ございまして、これらを前提にした施設をつくってきたいということで、建築面積は600平米程度、それから延床面積として2,000平米程度を考えております。関係法規にのっとった形で、現在地で建築を進めるというようなことで基本計画は策定してございます。

14ページ以降に基本的機能、その点について記載をしております。

それから26ページに施設構成検討案ということで、これは地下1階地上5階建てでございますが、階段上の形状にした形でA案、B案、C案と検討いたしまして、29ページにモデルプランということで、配置等の検討をしております。それからそれ以降、個別に入りまして。

35ページでございますが、施設計画のまとめということで、これらの部分について簡単にまとめてございます。ここの下のほうになりますが、各階の資料構成の掲示や配置を明確にする、管理カウンターを各階に配置する、エレベーターや小荷物運搬用の昇降機を設置する等々記載をしております。

36ページ以降に仕上げ計画ですとか、構造計画、設備計画等が書いてございまして。こういった検討をしてきたということでございます。

それからちょっと先にまいります。45ページに実際、基本設計をする場合の検討ということ

で文章がございまして、46ページ、基本型計画案Bということで、こちらのほうが地下2階と地上3階建ての案で、これは10メートルを超えない範囲で実際平米をとって、近隣の道へも配慮した設計をしていったほうが建てやすいというようなことで、これは設計段階でこういう検討をしていきたいということで記載してございます。

それから工事・工期の検討は、戻って恐縮でございますが43ページに書いてあります。基本的には平成18年度に基本設計、実施設計、それから仮設の確保をできれば仮設の確保ということで考えてございます。19年度20年度に解体工事、本体建設工事を行いまして、21年度に閉館をしたいということで考えております。

ただし、仮設の候補地として適切な所が現在のところ確定できませんので、確定できない場合については図書の貸し出し・返却窓口コーナーのような形のをいずれかの場所に設けて、閉館をして改築に進んでいきたいというふうに現在のところ考えております。

雑駁な説明で大変恐縮ですが、このような形で基本計画をまとめましたということと、それから5月26日でございますが、近隣の方と図書館利用者に麻布図書館のほうで説明会をさせていただきたいというふうに考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

五味原委員長 ただいまの麻布図書館の改築に関しましてはいかがでございますでしょうか。特別ございませんか。よろしゅうございますか。

8 その他

五味原委員長 それではないようでございますので。ほかに何かございますか。ありませんね。

第2 協議事項

1 指定管理者候補者の選定について

五味原委員長 日程第2、協議事項。

指定管理者候補者の選定について、生涯学習推進課長、お願いします。

生涯学習推進課長 それでは先ほどお示ししました資料番号の2番をごらんください。

こちらにつきましては、指定管理者候補者の港区スポーツふれあい文化健康財団から出ております事業の計画書でございます。

芝公園多目的運動場の指定化につきましては、他の運動場について平成18年4月から運動場に指定管理者制度を導入しまして、現在、財団が施設管理運営を行っております。同様にこちらも共通したシステムで行うこと、それから利用者にとって明快であることと、他の運動場と一括して管理・運営させることが効率であるということが、今回導入の趣旨でございます。

昨年11月8日の教育委員会で同様の資料を報告しております。同施設の開設日につきましては、前回決定いただきましたので、今回教育委員会でも平成21年3月まで、実質開設から2年6カ月になるかと思いますが、港区スポーツふれあい文化健康財団を指定することで、公募に寄らず特命により政策的な判断をするということでの形になります。

今回提出した資料につきましては、財団からのものがございます。財団から提案があったということで、見ていただければと思います。

まず初めのページでございますけれども、申請書の写しでございます。続きまして、こちらのほうのページが目的でございますので、この(3)の事業計画書の資料が後についてございます。次のページですけれども、(3)-アと書いてあるところでございます。管理運営に関する事項ということでございます。

1ページからそのところでまず見ていただきたいのは、財団のスポーツ健康部の体制でございます。前回ご説明したときには健康増進センターの1名がございました。今回ご報告の中に1名加わってございます。4月1日からという形になっております。

それからそのページで書いてございますのは、「芝公園多目的運動場について……」という記述でございます。そのところが前回と変わりが新しくつけ加わっているところでございます。

続きまして、のこの記述でございます。2ページの一番下のところを見ていただきたいと思います。「苦情解決及び事業評価に対する取組み」のところでございますけれども、「新たに芝公園多目的運動場にも設置し、利用者ニーズの把握に努めていきます。」ということが加わってございます。

続きまして、4ページを見ていただきたいかと思えます。の上から3行目から4行目にかけて、「環境ISO14001の定期審査に合格し」云々とございます。前は取得に向けて努力しますというような形でしたが、今回はそれは取得していますという形になってございます。

それから7ページまでよろしいでしょうか。「地震・防災等の危機管理体制」というところでございます。一番下の行でございます。「芝公園多目的運動場の防災上の位置づけが明確になった際に適切に対応します。」という形で新たに加わっています。

それから大きなところでいいますと9ページでございます。こちらが事業及び管理運営に関する提案でございます。この「施設の利用率を高める具体的提案」ということで、その下の真ん中ですね、半分から。完全通年営業、それから財団自主事業の実施、それから効率的な時間を載せている、この部分が新しく提案されている部分でございます。ここが財団として意欲的な提案をしているという部分が見られるところでございます。

それから10ページにまいりまして、最初の枠の最後のところでございますけれども、委託先の選定ということで、コスト削減について努めていくというような記述が加わってございます。

それからのサービスの質を高めるための具体的提案ということでございます。この部分につきましても、前はマニュアルをつくり出すというようなことでしたが、つくって進めていますという記述になってございます。それから使用条件の緩和という項目のところでは、「各運動場」というところを「芝公園多目的運動場の使用条件」という形で書いてございます。

11ページ終わりですけれども、「他の施設と連携するための具体的提案」では、そこに5項目出ていますが、下から二つ目の東京海洋大学の運動場等を利用すると、区と連携して支援しますというところを除いて、そこは前回と同じ部分でございます。そのほか四つについて新たに提案されているということでございます。

続きまして、(4)と書いてございます、管理運営事業実績でございます。こちらのところにつきましては、平成14年度から3年間の芝プールにおける実績等が記されてございます。

一番最後の資料でございますけれども、こちらが選定調書でございます、この必要経費のところは51,504,000円となっております。先の経費の実績に比べ、約1千万程度上がっているかと思われます。根本の部分につきましては、フットサルがなく、プールだけの経費でございますけれども、フットサルを運営することによる経費の上乗せがついたというふうに見ております。報告については以上でございます。

五味原委員長 ただいまの件につきましてはいかがでございますでしょうか。

澤委員 確認ですけれども、指定管理者というのは入札という手続きを基本的にはするわけですが、このケースはもうこちらから財団に指定するという、そういう手順でしたね。

生涯学習推進課長 こちらの施設につきましては、前回も説明したように特命事項ということで、財団のほうに当面3年間の指定をして、管理を行わせるという形になってございます。

五味原委員長 ほかにいかがでございますでしょうか。

生涯学習推進課長 こちらの案は第2回定例会に議案として上程いたします。議会で最終決定をいただくという流れになるのですが、こちらのほうでご協議いただいて決定いただくという形になるかと思えます。

五味原委員長 今日もう出してしまおうの。

生涯学習推進課長 協議をしていただいて、一応結論を。

五味原委員長 結論を出してよろしいですね。

それでは、ただいまの指定管理者指定に関する件については、当委員会としては議会に提案ということでよろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

五味原委員長 異議はないと認めましたので、よろしく申し上げます。

2 港区における生涯学習の施策の方向づけについて

(1) 学校教育の環境整備について

五味原委員長 それでは、次に移らせていただきます。

港区における生涯学習の施策の方向づけの(1) 学校教育の環境整備について、教育政策担当課長、お願いします。

教育政策担当課長 それでは資料ナンバー8に基づきまして、3年保育実施幼稚園についてご説明をさせていただきます。

区立幼稚園における3年保育の実施については、各地区総合支所区域に少なくとも1園ずつ配置していくとした構想のもとで、港区基本計画において現在行っている中之町幼稚園のほかに平成20年度までに2園で実施することを計上しております。

この計画を推進するため、教育委員会では今後の改築等施設整備計画を見据えながら、園庭確保に係る施設整備等のハード面での要件や実施幼稚園の優先順位などを中心に検討を重ねてきました。

これまで当委員会において、保護者説明会やPTA会長さんとの懇談会の内容について報告する中で、3年保育園の候補園についてハード面、ソフト面についての要件等についてご報告させていただいたところです。

資料中段以降の取組みの方向性ですが、平成18年3月14日開催の当委員会におきまして、園舎・園庭等施設整備のうえ3年保育が実施可能であること 各地区総合支所区域の中で、候補園が限定され、選定について調整しやすいことを考慮し、当面の有力な候補園として赤羽幼稚園・白金台幼稚園・港南幼稚園・にじのはし幼稚園の4園が委員会で挙げられました。この4園の中から施設整備計画の整った幼稚園から実施することといたします。

この幼稚園の施設整備については、港区の基本計画の中で、平成18年度においては白金台幼稚園が基本・実施設計と計上されております。白金台幼稚園については、既に今年度建築・改築設計に入る予定でございますので、他の有力候補園の改築計画と比較しても最も早期の着工が見込まれます。

したがって、平成20年度までの実施予定2園のうちの1園として白金台幼稚園で調整をしていく必要があると思われまます。

今後、2園のうちの1園について白金台幼稚園として調整させていただきたいと思っておりますので、教育委員会で協議をさせていただきたいと思っております。

なお、今後につきましては、幼稚園関係者、私立幼稚園、それからPTAに対し説明していく中で最終的に決定していきたいと考えております。

簡単ではございますが、以上でございます。

五味原委員長 ただいまの件でございますが、これは最終的に教育委員会としての意思決定をし、公私立幼稚園審議会を経て初めて開設できると。

白金台幼稚園に関しましては、当初より建物の老朽化に伴う改築計画ということで挙がっているという面がございます。いろいろとご協議いただくとありがたいのですが、いかがでございましょうか。

小島委員 3年保育実施園については、従前からいろいろな角度から検討してきたわけですが、先ほど政策担当のほうからのご説明もありましたように、園舎、園庭等の施設、それからその他のいろいろな点から考慮した上で、やはり白金台幼稚園がもう既にこの改築計画に入っているわけですし、いろいろな地域等のことを総合的に考えると、今、平成20年度までに実施する2園のうちの1園として白金台幼稚園を選定したことは従前の審議からいって極めて穏当な結論になるかと思っておりますので、私はこれで結構だと思っております。

五味原委員長 横矢委員、いかがでございますでしょうか。

横矢委員 私も同じ意見です。

五味原委員長 澤委員、いかがでございますか。

澤委員 教育政策担当課長から、今までも3年保育を区立幼稚園で実施するとしたらどこが敷地面積とかそういった視点からふさわしいか。立地条件とかいろいろとあるわけですから総合的に判断しなければいけないわけですが、特に高輪地区は白金台幼稚園が一番候補としてふさわし

いということは、大体皆さん納得していただける方向に来ているのではないかなということで、私もこの方向でよろしいかと思います。

五味原委員長 高橋委員、いかがですか。

教育長 もう皆さんおっしゃるとおりで、昨年度からこのことについてはいろいろ条件整備の中で議論をしてきて、物理的な園庭の確保とか園地、園舎の広さ、これは基準がありますので、その基準にあわせて考えていくと、現在一番早くできる所というようなことも考えると、この白金台幼稚園が改築計画が出ておりますので一番順当な方向ではないかなというふうに判断をし、事務局のほうでもそういう案を出したのかと思います。

五味原委員長 ありがとうございます。

私も、赤羽幼稚園については小学校と同じ校舎ということで、学校全体の建てかえなりを考えないと、3年保育に対してやれるかどうかという問題点がある。港南幼稚園に関しましても、あそこは小学校、中学校の建てかえという問題点を抱えており、まだこれはかなり先の話になると、にじのはし幼稚園は園庭も小さい。

現実的に最も望ましいのは私も白金台幼稚園だと思います。ただでき得れば、これを改築し、3年保育もするということになりますと、あそこにある公園の部分ですね、これはやはり教育財産として中に一緒に計画ということにしていきたい。

それからこれはもちろん公立幼稚園審議会にかけて、許可をいただなくてはならないわけですが、このときにはぜひ先ほど問題として出てきている中之町幼稚園の問題、その他、にじのはし幼稚園の園児数のとり方、この辺も十分含めて審議会へご審議いただくように努力していただきたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

皆さんの総意でございますので、まず白金台幼稚園については3年保育で交渉を開始するということにさせていただきます。

続いて、学務課長、お願いします。

学務課長 本日のところ、継続協議でお願いいたします。

五味原委員長 それでは、この件につきましては継続協議ということにいたします。

(2) 社会教育の施策について

五味原委員長 社会教育の施策について、生涯学習推進課長、お願いします。

生涯学習推進課長 本日のところは、継続協議でお願いいたします。

五味原委員長 それではこの件につきましても継続審議とさせていただきます。

ほかに何かございますか。

ないようでございますので、これにて、本日の委員会を閉会とさせていただきます。

次回は6月13日10時より、当委員会室ということでよろしくお願いいたします。

どうも長時間ありがとうございました。

(午後0時06分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 五味原 康

港区教育委員会委員 高橋 良祐